

審 査 基 準

基準の名称	火薬類の販売営業の許可審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
火薬類取締法	5	火薬類の販売営業の許可
火薬類取締法施行規則	1 0	
基 準 の 内 容		
(販売営業の許可) 第五条 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。 (販売営業の許可申請) 第十条 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようとする者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び会社にあつては定款の写を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに申請する場合には、事業計画書の添付を省略することができる。 2 前項の事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備の大要ならびに貯蔵すべき火薬類の種類および最大数量を記載しなければならない。		